

送迎ステーション事業 森の駅 重要事項説明書

事業の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

(ア) 法人の名称	社会福祉法人みかり会
(イ) 法人の所在地（主たる事務所）	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙 192
(ウ) 法人の電話番号、FAX 番号	0799-36-2344 FAX0799-36-3501
(エ) 法人の代表者の職名・氏名	理事長 谷村 誠
(オ) 法人の設立	昭和 40 年 5 月 12 日

2 施設等の概要

(ア) 施設の種別	送迎ステーション
(イ) 施設の名称	森の駅
(ウ) 施設の所在地	西宮市田中町 1 番 6 号 3 階
(エ) 施設の電話番号番号	0798-35-7330
(オ) 施設の管理者の職名及び氏名	管理者 浅山 久美
(カ) 認可日	平成 31 年 4 月 1 日

3 保育等の内容、施設の詳細

(ア) 施設の利用定員	2号（3～5歳児）30人
-------------	--------------

(イ) 保育を提供する日
月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始、祝祭日を除く。

(ウ) 施設の開所時間	7時00分～9時00分 16時15分～19時00分
-------------	------------------------------

(エ) 保育を提供する時間
保育標準時間認定
7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間
保育短時間認定
8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

(オ) 延長保育の内容
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

延長保育に係る利用者負担

- 保育標準時間認定の方…【30分延長 7:00~7:30 または 18:30~19:00】
月極 2,500円 日割 200円

【1時間延長 7:00~7:30 と 18:30~19:00、
または 18:30~19:30】
月極 5,000円 日割 400円

- 保育短時間認定の方…【標準時間内延長
7:30~8:30と16:30~18:30の時間帯】
30分ごとに 日割200円
*7:00~7:30及び18:30以降の延長保育については、
保育標準時間認定の延長料金と同様

(カ)送迎方法

9:00までに、森の駅に登園してください。
数便に分かれて、乗車し、高須の森へ向かいます。

(キ)緊急時の対応

保育中の発熱時 高須の森にて計測の場合 お迎え場所が高須の森
森の駅にて計測の場合 お迎え場所が森の駅

(ク)保育の内容

幼保連携型認定こども園高須の森 重要事項に準ずる

(ケ)建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建て(1~3階商業施設・4階~屋上駐車場)

4 職員の体制

(ア)職員配置数 保育士 2~3名
運転手 2名

5 送迎ステーション利用料等

項目	内容、負担を求める対象者	金額
送迎車両利用料	送迎保育ステーション利用者	月額 2000円

6 送迎方法の変更

- (ア) 月単位での変更となります
- (イ) 市役所入所担当課に「送迎方法の変更申請書」を提出が必要

7 嘱託医

- (ア) 嘱託医 ユニコの森 村上こどもクリニック 村上 博
西宮市長田町1-20 TEL:0798-69-0335
- (イ) 嘱託歯科医 なかつじ歯科 中辻 常吉
西宮市高木西町3-20 TEL:0798-65-6333

8 苦情等の相談窓口

(ア) 相談窓口

窓 口 保育教諭
責 任 者 新條 悦子
連絡先等 電 話 0798-45-5750 (高須の森)

(イ) 第三者委員

南あわじ市社会福祉協議会事務局長
山口 勇樹 (連絡先 電話 090-2192-2344)
雄岡山福祉会 理事
総毛 秀子 (連絡先 電話 090-3032-0939)

9 利用者に対する保険

- (ア) 保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付
- (イ) 保険の内容 死亡 3,000万円 (半額の場合あり)
障害 44万円~
負傷 療養に要する費用の4/10 (但し、5,000円以上のもの)

10 非常災害時の対策

- (ア) 避難・消火訓練 月1回実施

11 災害時(台風・火災・地震・大雨等)への対応

- (ア) 「大雨・暴風警報など」通常の気象警報が発令された場合
 - ・保育を実施しますが、子供の安全確保に万全を期すため、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。
 - ・状況によっては園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいてください。
 - ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします

(イ) 休園

「特別警報」が発令された場合

- ・午前7時現在、「特別警報」が発令されている場合
- ・また、「特別警報」が解除された場合でも、当日は「休園」とします。

電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合

その他保育に支障をきたす被害があった場合

(ウ) 家庭保育へ切り替え

- ・洪水、高潮など当園地域で「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が発令された場合

- ・午前7時現在、「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園地域に発令されている場合

- ・保育時間中に「高齢者等避難」(警戒レベル3)や、「避難指示(緊急)」(警戒レベル4)、「緊急安全確保」(警戒レベル5)が当園地域に発令された場合速やかにお迎えに来てください。

＊避難所へ避難している場合は、プレインお知らせ配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

1.2 守秘義務及び個人情報取扱いに関する事項

(ア) 個人情報保護に対する基本方針を作成しております。

(イ) 園で撮影した写真を園内に掲示したり、園関係資料や SNS に掲載したりいたしません。

園内掲載は、掲載許可確認をいたしません。

外部への写真掲載は、顔が出ないように配慮しております。

顔を出しての掲載になる場合は、保護者の方への確認を再度させていただきます。

(ウ) 保護者様が、園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS 等に投稿することを固くお断りいたします。園で写真等を撮影された場合、ご自身のお子様以外の方をホームページ、ブログ、SNS 等に投稿することを固くお断りいたします。

1.3 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修などを職員に対して実施しています。

「虐待防止マニュアル」を定めています。

1.4 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否か

無